

公益財団法人佐々木泰樹育英会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人佐々木泰樹育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学術若しくは文化の進歩又は公正かつ自由な経済活動の確保について優れた考え方を持つ者に対して奨学金の給付及び助成を行い、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築、法律、起業、医療、デザイン、工芸美術、文学の各分野における人材育成のための奨学金の給付
 - (2) 建築、法律、起業、医療、デザイン、工芸美術、文学の各分野の振興・発展のための助成
 - (3) 建築、法律、起業、医療、デザイン、工芸美術、文学の各分野の振興・発展のための表彰
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。
- (1) 不動産の賃貸
 - (2) その他この法人の事業の推進に資するために必要な事業
- 3 第1項の事業は日本全国において、前項の事業は東京都23区内においてそれぞれ行うものとする。

4 第1項に定める事業の対象者を選考するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第3章 資産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 この法人の設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	佐々木泰樹
住所	東京都中央区佃1丁目11番9-1403号
拠出財産	現金 300万円

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くとともに、この法人が開設したホームページ上に掲載して、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この法人が開設したホームページ上に掲載して、一般の閲覧に供する。また、定款を主たる事務所に備え置くとともに、同ホームページ上に掲載して、一般の閲覧に供する。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員5名以上30名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会長とし、評議員会の決議によって選定する。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他の法令で定める特殊の関係がある者の合計数は、評議員総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 この法人は、評議員に対し、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することが出来る。

- 2 この法人は、評議員に対し、その地位にあることに対して報酬等を支給しない。
- 3 この法人は、理事会の承認を得て、評議員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。なお、理事会の事前承認を経ていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員会長が務める。
- 3 評議員会長に事故あるときは、評議員会の決議によりあらかじめ定めた順位に従い、他の評議員がこれに代わる。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の改定
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給に関して必要な事項の制定
- (4) 評議員の報酬の改定
- (5) 評議員の報酬等の支給に関して必要な事項の制定
- (6) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (7) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、これらの附属明細書及び財産目録の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) 合併
- (12) 事業の全部又は一部の譲渡

- (13) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対し、評議員会の日時、場所、目的である事項及び当該目的に係る議案の概要を記載した書面又は電磁的方法でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の報酬の改定
 - (2) 評議員の報酬の改定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) 合併
 - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) 監事の解任
 - (9) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの

者を選任する。

- 4 前各項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に加え、各評議員の個別の意見が明確となる記録を保管する。
- 3 出席した評議員及び理事は、第1項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、代表理事を選定及び解職する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1人及びこれと親族関係を有する者その他の法令で定める特殊の関係がある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(これと親族関係を有する者その他の法令で定める特殊の関係がある者を含む。)、評議員(これと親族関係を有する者その他の法令で定める特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族関係その他の特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(責任の免除又は限定)

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項に定める役員(理事及び監事)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 29 条 この法人は、理事及び監事に対し、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 この法人は、理事及び監事に対し、その地位にあることに対して報酬等を支給しない。
- 3 この法人は、理事会の承認を得て、理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。なお、理事会の事前承認を経していない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の承認をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数の3分の2以上に当たる多数の承認をもって行わなければならない。
 - (1) 第8条第1項に定める事業計画及び収支予算
 - (2) 第9条第1項に定める決算
 - (3) 事業の一部の譲渡
 - (4) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- 3 贈与等に係る財産が贈与等をした者又はその者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を得ることを必要とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に加え、理事及び監事それぞれの個別の意見が明確となる記録を保管する。
- 3 理事長および出席した監事は、第 1 項の議事録に記名押印する。

第 8 章 選考分科会

(選考分科会)

第 35 条 この法人に、第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号の事業の対象となる者を選考するために、理事会の諮問機関として選考分科会を置く。

- 2 選考分科会は、第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号の事業それぞれの選考分野ごとに設置する。
- 3 選考分科会は、総数 3 名以上の選考委員をもって組織する。
- 4 選考分科会は、それぞれの分野における経験と知見を有する選考委員が 2 分の 1 以上でなければならない。
- 5 選考分科会は、外部の者が 2 分の 1 以上でなければならない。
- 6 選考委員は、この法人の理事又は外部の者から、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 7 選考委員には、各選考委員相互に親族関係その他の特殊の関係にある者が含まれてはならない。
- 8 選考分科会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 36 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 1 2 章 補則

(細則)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員

伊東毅
大野博史
小林洋一
齋藤幹久
齋藤夏子
立野瑠香
山本唯倫

設立時理事

佐々木泰樹（理事長）
寺島秀昭（副理事長）
白石雅信
立野晴朗
堂免拓也
富永讓
長島明夫
安田博延

設立時代表理事（理事長）

住所 東京都中央区佃1丁目11番9-1403号
佐々木泰樹

設立時監事

金谷政徳
中野竹司

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第7条にかかわらず、この法人の成立の日から2017年3月31日までとする。
- 4 この定款の一部を改定し、2017年4月1日から施行する。
- 5 この定款の一部を改定し、2017年11月21日から施行する。
- 6 この定款の一部を改定し、2018年1月22日から施行する。
- 7 この定款の一部を改定し、2018年6月5日から施行する。
- 8 この定款の一部を改定し、2018年12月3日から施行する。
- 9 この定款の一部を改定し、2020年4月24日から施行する。
- 10 この定款の一部を改定し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条

の規定に基づき、2021年3月10日から施行する。

11 この定款の一部を改定し、2021年6月16日から施行する。

12 この定款の一部を改定し、2026年1月6日から施行する。